

亀岡市多子世帯・三世代同居・近居支援事業補助金

①対象世帯

下記のすべてを満たしていること

1. 亀岡市民又は亀岡市内に転入予定
2. 子の親権者の年収合計が750万円未満
3. 市税及び府税を滞納していないこと。
4. 他市町村で過去にこの補助金を受けていないこと。

※子：18歳になって最初の3月31日までの間の子で、妊娠中の子を含む。

下記のいずれかに当てはまること

1. 子が3人以上いる世帯
2. 祖父母世帯と新たに同居する。
3. 祖父母世帯と新たに近居する。
⇒3-1. 親子・祖父母ともにすでに市内在住の場合、2km以内で近居を始める。
⇒3-2. 親子と祖父母の一方又は双方が転入し、市内に居住する。

②補助対象経費と補助金上限額

□住宅リフォームにかかる費用：100万円 ⇒ 申請の流れはP2をご覧ください。

□住宅購入に係る仲介手数料：40万円 ⇒ 申請の流れはP3をご覧ください。

□住宅賃借に係る仲介手数料：5万円 ⇒ 申請の流れはP4をご覧ください。

※京都府外に5年以上住んでいた人が対象世帯に含まれる場合、上限額は倍になります。

③必要書類と申請の流れ ～リフォームの場合～

①交付申請 ※工事前に申請してください。

- 亀岡市多子世帯・三世代同居・近居支援事業補助金交付申請書（指定様式）
- 誓約書（指定様式）
- 亀岡市多子世帯・三世代同居・近居支援事業指令前着手届（指定様式）
- 世帯全員の住民票
- 世帯全員の府税及び市税の完納証明書（滞納がないことが分かるもの）
- 親権者の所得証明書（年収が分かるもの。税務担当課で発行。現時点で発行される最新のもの）
- 対象住宅の位置図
- 登記全部事項証明書（建物）
- 着工前の現況写真
- 見積書の写し
- リフォームの内容が分かるもの

【直近5年以上府外に住んでいた人のみ】

- 戸籍の附票

【三世代同居・近居の場合】

- 戸籍全部事項証明書（子の親と祖父母の親子関係がわかるもの）
- 祖父母世帯全員の住民票
- 祖父母世帯全員の府税及び市税の完納証明書（滞納がないことが分かるもの）

【妊娠中の子がいる場合】

- 母子健康手帳等の写し

②交付決定

③リフォーム工事

④実績報告

- 実績報告書（指定様式）
- 工事完了後の写真
- 領収書（写し）

【三世代同居・近居の場合】

- 同居・近居後の世帯全員の住民票

⑤交付確定

⑥振込

③必要書類と申請の流れ ～住宅購入の場合～

①交付申請 ※購入契約前に申請してください。

- 亀岡市多子世帯・三世代同居・近居支援事業補助金交付申請書（指定様式）
- 誓約書（指定様式）
- 亀岡市多子世帯・三世代同居・近居支援事業指令前着手届（指定様式）
- 世帯全員の住民票
- 世帯全員の府税及び市税の完納証明書（滞納がないことが分かるもの）
- 親権者の所得証明書（年収が分かるもの。税務担当課で発行。現時点で発行される最新のもの）
- 対象住宅の位置図
- 費用の内訳（仲介手数料分）の分かる書類

【直近5年以上府外に住んでいた人のみ】

- 戸籍の附票

【三世代同居・近居の場合】

- 戸籍全部事項証明書（子の親と祖父母の親子関係がわかるもの）
- 祖父母世帯全員の住民票
- 祖父母世帯全員の府税及び市税の完納証明書（滞納がないことが分かるもの。）

【妊娠中の子がいる場合】

- 母子健康手帳等の写し

②交付決定

③購入

④実績報告

- 実績報告書（指定様式）
- 登記事項全部証明書（建物）
- 売買に係る契約書（写し）
- 領収書（写し）

【三世代同居・近居の場合】

- 同居・近居後の世帯全員の住民票

⑤交付確定

⑥振込

③必要書類と申請の流れ ～住宅賃借の場合～

①交付申請 ※賃貸借契約の前段階での申請が必要です。

- 亀岡市多子世帯・三世代同居・近居支援事業補助金交付申請書（指定様式）
- 誓約書（指定様式）
- 亀岡市多子世帯・三世代同居・近居支援事業指令前着手届（指定様式）
- 世帯全員の府税及び市税の完納証明書（滞納がないことが分かるもの）
- 親権者の所得証明書（年収が分かるもの。税務担当課で発行・現時点で発行される最新のもの）
- 対象住宅の位置図
- 費用の内訳（仲介手数料分）の分かる書類

【直近5年以上府外に住んでいた人のみ】

- 戸籍の附票

【三世代同居・近居の場合】

- 戸籍全部事項証明書（子の親と祖父母の親子関係がわかるもの）
- 祖父母世帯全員の住民票
- 祖父母世帯全員の府税及び市税の完納証明書（滞納がないことが分かるもの。）

【妊娠中の子がいる場合】

- 母子健康手帳等の写し

②交付決定

③賃貸借契約・入居

④実績報告

- 実績報告書（指定様式）
- 領収書（写し）
- 賃貸借に係る契約書（写し）

【三世代同居・近居の場合】

- 同居・近居後の世帯全員の住民票

⑤交付確定

⑥振込